

会 議 録

1 会議名

平成26年度 第4回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 平成25年度地域活動支援事業の検証結果の通知について（5回目）

（公開）

(2) 避難所の見直しについて（公開）

(3) 第5次上越市行政改革大綱等について（公開）

(4) 第3回高田区地域協議会懇談会について（公開）

(5) 自主的審議事項について

・街灯のLED化の推進について（公開）

3 開催日時

平成26年7月22日（火） 午後6時30分から午後8時45分まで

4 開催場所

高田地区公民館 第6研修室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：阿部洋三、井上紀子、浦壁澄子、小川善司、北川 拓、栗田祥子、
小嶋清介、柴田幸男、杉本敏宏、高野恒男、高野 誠、田中昭平、
西山要耕、野本韶一、松矢孝一、宮崎 陽、山田 昇、吉田昌和

・事務局：南部まちづくりセンター 橋本センター長、森田係長、敷波主任
防災危機管理課 江口課長、栗和田係長
行政改革推進課 池田課長、竹下係長

8 発言の内容

【森田係長】

皆様お疲れ様です。それでは定刻になりましたので、本日の出席人員の確認を行わせていただきます。本日の出席人員は18名の予定です。欠席の御連絡をいただいておりますのが、河村委員と大塚委員です。5分ほど少し遅れてこられるということで、高野 誠委員から御連絡が入っております。現在のところ17名の委員さん方がおいでになります。

上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので会議が成立することを報告します。同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなります。西山会長よろしくお願ひいたします。

【西山会長】

はい、御苦勞様でございます。会議が成立するというところでございますので、平成26年度第4回目の高田区地域協議会を開催させていただきます。

初めに本日の議事録ですけども、高野副会長、それと宮崎委員、議事録の確認のほうよろしくお願ひいたします。

それでは、次第の2「議題等の確認について」事務局のほうからお願ひいたします。

【橋本センター長】

— 資料・議題等の確認 —

【西山会長】

はい、只今、事務局のほうから議題の確認をしていただきましたが、何か質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

それでは、本日の会議は、約2時間を想定しております。皆様の御理解と御協力のほうよろしくお願ひします。先ほど事務局のほうから説明がありましたが、協議会終了後、第3回懇談会の担当グループの打ち合わせも予定されております。皆様の御協力で、スムーズにかつ慎重な審議ができるよう、よろしくお願ひいたします。

なお事前にお断りをいただきましたので、北川委員が今日、8時半で早退されるということでございますのでよろしくお願ひいたします。

また、御発言のある方は挙手の上、こちらのほうで指名いたしますので、御発言

のほうよろしくお願ひいたします。

それでは、次第の3、報告事項(1)「平成25年度地域活動支援事業の検証結果の通知について」入らせていただきたいと思います。事務局のほうから報告お願ひいたします。

【橋本センター長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、資料No.1のほうに、第5回目の検証の結果通知の内容のほう、皆様にお配りしてありますが、この報告について何か御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

はい。それでは、御質問等がないようでございますので、報告事項の(1)「平成25年度地域活動支援事業の検証結果の通知について」終わらせていただきたいと思います。

それでは報告事項の(2)「避難所の見直しについて」入らせていただきたいと思います。

本日は、市の防災危機管理課から説明に来られました。説明を15分程度、そしてそれに対する質疑を15分程度予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは防災危機管理課の皆さん、よろしくお願ひいたします。

【防災危機管理課 江口課長】

どうもお疲れ様です。貴重な時間を若干頂戴いたします。防災危機管理課の江口と申しますが、よろしくお願ひします。「避難所の見直しについて」ということで、資料No.2配布をさせていただいております。これにつきましては、長年の課題として捉えてきたものを、今回見直しを進めてまいりました。合併後それぞれの避難所を引き継ぎまして、328ございました。合併前上越市でいきますと、92の避難所があったわけなんです、詳細また説明しますが、指定する避難所の見直しを行う理由ということで、資料の1の①、②というかたちで表示をさせていただいております。先ず1点目としましては、現在の指定避難所328につきましては、市が

任意で指定をするというかたちであります。その中で配置に偏りがあつたり、また避難所として不適切な施設、いわば災害によっては使えない施設も中にはあつたということであります。次に、2点目が東日本の大震災をうけまして、法律の改正がなされました。災害対策基本法の一部が改正されまして、その中で市町村に指定緊急避難場所と、指定避難所の指定が義務付けられました。これによりまして、これらを含め、併せて避難所の見直しを進めていき、地域との意見交換もさせていただきながら、数のほう、避難所のほうを確定させていただきました。そんなことから今回その結果についてということで、お邪魔をさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

詳細については、また担当のほうの説明をさせていただきますが、一番大きいのがここ最近の災害に応じて国の法律が改正されたということ。その中で今ほど申し上げました、指定緊急避難場所と指定避難所の二つを設定すると、これが義務付けられたところでありまして。指定緊急避難場所については一時的に身の安全を確保する場所、また指定避難所というのは、従来から市が考えていた指定避難所と同様になります。一定期間滞在することができる施設ということで、それぞれ指定が義務付けられたものであります。なお、指定避難所を兼ねる指定緊急避難場所ということで、指定緊急避難場所については指定避難所を兼ねることもできるということで、災害リスクがない施設については、一定期間滞在することができる指定避難所として兼ねることができるということで、今回見直しをさせていただきました。詳細はまた担当のほうから説明をさせていただきますが、今回の結果について報告させていただきます。お願いいたします。

【防災危機管理課 栗和田係長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、ありがとうございます。それではこれから質疑に入ります。只今の説明について、御質問等がありましたら御発言をお願いします。7時10分位を終了の予定としておりますので、時間も限られますので、御発言は簡単にお願いをしたいと思います。それでは質問のある方、挙手を…。

はい、松矢委員。

【松矢委員】

いくつか質問あるのですけれども、一緒に聞いていいですか。

【西山会長】

はい。

【松矢会長】

先ずですね、その災害の種類によっても違うんですが、例えばどこに避難したら、水害の場合とかですね、地震の場合とかいろいろあると思うのですが、どこに避難したらいいかってのは、住民が勝手に判断するんでしょうか、それとも行政のほうでね、どこどこへ避難してくださいという指示をするのでしょうか、先ずそれが1点。

それからですね、指定以外のところに避難した場合。住民がですね、いや、そこへ行くよりも、決まってないけどこっちのほう安全だと判断してですね、住民がそこ行った場合にですね、どういう扱いをするか。というのはですね、今まで過去のほかの所でいろいろ水害とか地震で見ると、決められた以外の所に行った人は、非常に冷遇されるのですね。例えば、布団がないとか、炊き出しが来ないとか、そういうことについてどうなのか。

それから三つ目は、厚生会館、名前まだ決まっていらないようですが、今検討していますね、設計を。ただ、せっかく造るんですから、その厚生会館を避難、そういう場所として、その設計の中に考慮するのかどうか。せっかく立派なものを造るわけですから、公園の中に造るわけですから、ここに高田公園と書いてありますね、そういうことがあるんで、そういう避難場所として考えているのかどうか。

それから地震の場合にですね、例えば儀明川、青田川ございますが、橋ですね、橋の設計は、それに耐え得るような設計になっているのかどうか。まあ、以上ちょっと何点か申し上げましたが、一つよろしくお願いします。

【西山会長】

じゃ4点あったようですけども、よろしくお願ひいたします。

【防災危機管理課 江口課長】

先ず1点目の避難先の関係なんですけど、地域の説明の中では、一定の、なんといひますか、町内会については、こちらでそういうことで話をさせていただいた経過

があります。ただ、災害は夜間なり、日中なり、いつ起こるか分かりません。自分がどこにいるかという問題もありますので、特にその避難所じゃなければだめだということではありませんので、身近なところの避難所に避難をしていただく。まあ一時的に避難していただくというのが基本かなと、そう考えております。

それから2点目とも絡んでくるのですが、指定以外の避難所に避難された場合、当然その地区の方だけじゃない、他の地区でもって言われたのですが、上越市に来られる、いわゆる観光客の方、こちらにたまたま来てて災害に遭った、その方がどこへ行くかというかたちになると、やはり今説明したように近くの避難所、そちらに入らせていただくというのが、基本になろうかなと思っております。まあそんなかたちで特に、一応目安の町内会にはお話をさせていただいておりますが、基本的にはどちらの施設へ入らせていただいても、一時的に避難されても差し支えないということと考えております。それから厚生会館の関係については、今のところ市の指定避難所、指定緊急避難場所というかたちには考えておりません。まだ現物が出来ておりませんので、でき次第、またその都度検討していくようなかたちになろうかなと思います。当面は、今、見直しで決定をさせていただいている避難所で、皆さんのほうに周知をさせていただくという予定でおります。

それから橋の関係については、当然その…。

【防災危機管理課 栗和田係長】

すいません、代わります。

四つ目の橋の関係なんですけども、これは高田区の意見交換の中でもお話をいただいたところで、私ども道路課、担当の道路管理に確認をしたのですけれども、青田川、儀明川に架かる橋につきましては、やはり古い橋については、その新しいですねその耐震基準というのは満たしていない可能性があるということは聞いております。ただしですね橋の長さが、通常は東日本大震災のように、大きな橋ですと橋の途中でこうつなげてあるところから折れてしまうということはあるそうなのですが、青田川、儀明川の橋については、つなげていなくてですね、橋桁から一本でつながっていると。なので基本的にこうずれることはあったとしても、真ん中から折れて通れなくなることはないというようなことで、当然地震の際もですね、状況を確認をして、通れるようであればですね、市のほうでですね、道路課のほうで確認

をちゃんとした上で対応を考えたいと、そういうことで回答ありました。従いまして、橋についてもですね、やはりこう古い橋については被災の恐れはあるのですが、橋が折れてしまうとか、そういった恐れはないので、状況を確認した上で通行等可能であればですね、そこは市のほうで判断するというようなことで考えています。ちょっと具体的にはですね、どこの橋がどうというのは、ちょっと今日持ち合わせていないものですから、分からないのですが、全体的には青田川、儀明川に架かる橋については、そういった状況であるということで、担当課のほうからお聞きをしております。以上です。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

杉本委員。

【杉本委員】

4月の説明会の時お願いして、私、今東本町5丁目に住んでいるんだけど、大規模火災の逃げてく場所が城北中学校ではちょっとどうにもならないよと、稲田小学校のグラウンドのほうですぐ近くだよというそういうことでこれ、入れてもらったんだと思うんで、それはありがたいと思うのですが。この間ずっとですね、町内会の役員の中でこの問題についていろいろ議論してきましたね、最近ずっと話題になっておるのは水害の問題なんです。かつてはね、水害常習地帯だったんですよ。河川改修がされて、水害があまり起きなくなったんだけど、7.11水害の時には北城町が水没するっていうようなことになって、水害の話すると皆このことを思い出すんですよ。俺たち水害なった時、どこへ逃げて行けばいいのだろうか。周りじゅう全部水だぜ。どこも逃げないで、自分の家にじっとしているのが一番いいんじゃないのという議論がありましたね。そういう場合でもどっか逃げて行かないきゃいけないのかどうかね。あの7.11水害の時は北城町が、深いところでは、腰よりも深くなりましたよね。それから高田信金の城北支店がありますけども、あの辺も非常に低いところで、水がつくところで、そうすると東本町の通りからですね、東本町三丁目、四丁目、五丁目の通りから、水害の場合によそへ出ていくということは、物理的に不可能。そういうところについて、どういうふうにご検討されるのかなということ、改めてお聞きしておきたいなということです。

【防災危機管理課 江口課長】

水害の場合の想定避難、避難所へ行かなきゃいけないかということかなと思うのですが。基本的には先ほど若干、担当のほうから説明をさせていただきましたが、資料No.2の裏面、水害（洪水及び内水氾濫）、このところで説明させていただきましたが、基本的には屋内の2階になっておるかなと思っております。要は改めて避難所まで出向かなくても、それは状況によりけりですが、避難所まで行ける状況であれば、前もって行っていただければいいですが、基本的にはなんていいますか、屋内の高いところに避難をしていただくというのを、原則として考えさせていただいております。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【杉本委員】

はい。

【西山会長】

はい、ほかございますでしょうか。はい、北川委員。次に柴田委員の順番です。北川委員どうぞ。

【北川委員】

はい、二つあるんですけども、箇所数としては減ったということになると思うんですけど、その減った避難場所を教えてくださいというのとですね、それから乳幼児ですとか、高齢者を対象とした、福祉避難所があると思うんですけど、それとの関連性を教えていただきたい。

【防災危機管理課 栗和田係長】

一つ目がですね、これまで指定避難所であった施設を指定解除した施設なんですが、先ず保育園が二つございます。南新町保育園と東城保育園です。それから幼稚園が二つございまして、高田幼稚園とひがし幼稚園、それから上越教育大学の附属中学校、この五つの施設をですね、今回指定解除しました。これは先ほども申し上げましたが、小・中学校、高等学校に隣接しているということで、今までは避難所ということで避難をいただいていたんですが、地域の皆さんの意見交換の中でも、近隣の施設に先ずは避難をいただくということで、御理解いただいておりますし、

先ほど申し上げましたように状況によっては二次的にこういった公共施設でございますので、開設するということも念頭でございますね、避難所については弾力的にやっていきたいというふうに考えております。

【防災危機管理課 江口課長】

お話いただいている福祉避難所の関係なんですが、市のほうでは改めて福祉避難所というのは、まだ設置をしておりません。ただ、災害協定に基づきまして、市内20の福祉施設、社会福祉法人等とも協定を結ばさしていただいております、必要に応じてそちらのほうに受け入れをしていただくというような体制をとっております。以上です。

【西山会長】

はい、柴田委員。

【柴田委員】

避難所へ行く場合ですね。高齢者、それから車いすとか、自分で行けない人がいるわけですが、そういう方の取り扱いは、町内としては、何とかお願いしたりするわけですが、なかなか決まらないというところが多いと思うんですが、そのへんのところはどのようなお考えでいらっしゃるのか、一つ説明願いたいと思いますが。

【防災危機管理課 江口課長】

高齢者のいわゆる対応、今までは要援護者というかたちで言っていたのですが、法律の改正によって避難行動要支援者という名称に変わってきております。今の避難所の見直しにつきまして地域を回らせていただいた時には、市役所の要支援者の関係、高齢者支援課が担当になるのですが、一緒に地域を回らせていただきました。要支援者の個別避難計画ですか、これを作成、市が主体的に関与し、作成していただきたいということで、皆さんのほうに御説明をさせていただいております。高齢者支援課のほうでは、今年度中、年度内に避難行動要支援者の個別計画を作成をしていきたいというふうに考えております。当然要支援者の避難については、行政でできる部分とできない部分があります。皆さん、地域の皆さんからお手伝いをいただかなければ、当然避難行動がとれないという部分になりますので、その個別計画の中、また町内自主防災組織の中で、どういったかたちで避難をさせるかとい

うものもまた検討なりをしていただければなと思っております。そういうことです。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【柴田委員】

はい。

【西山会長】

ほかございますでしょうか。

はい、吉田委員。

【吉田委員】

この避難所でこの高田区の約3万人、これが各施設に行って、全部収容できるんでしょうか。あふれてしまったりすることがあるんでしょうか。

【防災危機管理課 江口課長】

はい、資料No.2の裏面で、「指定避難所、指定緊急避難場所のうち、次の1～3のいずれにも該当する」ということで、若干、先ほど説明で見ていただいたかなと思うのですが、地震、まあ主に出てくるのは地震だろうかと思うのですが、地震発生時の最大避難者数につきましては人口の10%程度、これは過去の実績、実績と言っておかしいですが、過去の災害の教訓、また防災計画に記載をしております高田平野の西縁断層を震源とする地震を想定した人数で計画をさしていただいております。全員というよりは、概ね10%程度の方が避難されてくる一定期間避難所で生活をされるようになるという推定のもとで、設定をさしていただいております。以上でございます。

【吉田委員】

10%と言われましたけど、関西のように、兵庫県のように、地震が起きて火災起きたとなれば、その数というのはもっと10%じゃなくなってしまうんじゃないかなと。そういうときに、またそういうのもある程度想定されてるんでしょうか。火災が起きて、高田のまちが燃えちゃったと、そんなときはやはり自宅待機ということではできないと思うんですよ。

【防災危機管理課 栗和田係長】

はい、御意見いただきましたように、当然、阪神・淡路大震災での地震、その後

の大きな火災ということで、連たん地区の火災がございました。今回図面のほうでもですね、マップのほうでもお示しをさせていただいたのですが、地震、それから地震じゃなくてもですね、強風等で高田区の住宅連たん地域で大きな火事が発生した際は、先ずはですね、建物の中には当然入れない、指定避難所というわけにはいかないというかたちになりますので、そこにもございますように、高田公園、それから城西中学や城北中学校のグラウンド、稲田小、市民プラザ、寺町駐車場、こういったですね屋外の火が来ないところに先ずは避難いただくということで、ここは大規模な火事の指定緊急避難場所ということで、今回指定をさしていただいて、先ずはそこに逃げてくださいというふうに周知を図りたいと思います。その後ですね、御自宅等に戻れない方につきましては、それぞれお近くのこの緑色の指定避難所のほうで、避難生活、避難していただくということで、そういったことも考えた中で、指定のほう進めてまいるということでございます。

【西山会長】

あと時間でございますので、今、御意見がある方、手を挙げていただいて、その方で終了させていただきたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。

宮崎委員、じゃ高野委員。

私ちょっと1点だけ聞きたいのだけど3分で、これで1回今回、締めさせていただきたいと思っておりますので。宮崎委員。

【宮崎委員】

はい。前回の説明会には私、出なかったんですけど、報告の文書、資料をいただいて読んでみたんですけど、原子力の問題で、今日の資料にもありますけど、概ね30km圏内の指定避難所を開設しますというふうに書いてあるのですが、その具体的な、今のこのような図面に落としたようなものってのはあるのかということと、それから30km圏内でなくて、圏外になった時にどうするのというのが心配なんですよ。というのは、柏崎の原発再稼働するなんて言って、大騒ぎにこうなるわけですよ、だからその時にいつまでも引き伸ばしているんじゃないくて、30km圏内はここだ、圏外はここだってようなかたちでもって、分かりやすく、やはりしてもらわないと、市民の原子力に対する不安というのはなくならないと思うんですよ。どんな取り組みが今進んでいるのかなと、そこら聞かしてください。

【防災危機管理課 江口課長】

はい。よろしいですか。先ず原子力災害の関係に伴う避難所との関係なんですが、基本的には屋内退避ということで考えております。自宅の中で避難をしていただく。

【宮崎委員】

それはいいですけどね。

【防災危機管理課 江口課長】

ただ、どうしても家にいて不安を感じる方については、市の指定避難所のほうに避難をしていただくというかたちですので、基本的には自宅待機、屋内待機というかたちで考えております。4月1日の広報に併せてまして、「原子力災害への備え」ということで概要版になりますが、こちらを全戸配布させていただいております。この中身をまた御覧をいただきながら、確認をいただければなと思っています。お配りしていますか。

【宮崎委員】

見たよ。見たけど、それではちょっと分からなかった。

【防災危機管理課 江口課長】

基本的には自宅で避難をしていただくということです。要は外へ出ないというかたちですね。

【宮崎委員】

要は出ないでいらなくなるでしょうという心配なのよ。だって福島見たって、自宅になんかいらないで、みんな外出たじゃないですか。

【防災危機管理課 江口課長】

ただ、あれは近い部分になりますよね。PAZとか、要は施設に近い方については、当然避難が出てくる部分かなと思っていますし。

【宮崎委員】

柏崎のあの7基がおかしくなったら、ここなんか、本当にどこ行ったらいいのかというそればかりみんな気にしているわけですから、そっちのほうが。

【防災危機管理課 江口課長】

よく言われる30km圏内は、上越では柿崎、吉川、大島と大潟区ですか、この4つの一部が30km圏内に若干かかっているというかたちになっております。それ以

外は30km以上ということで、基本的には屋内退避で計画をさしていただいているということです。あとは、広域避難の関係につきましては、現在県のほうで調整中ということですので、それはまだもう少し先になろうかと思っております。あくまでも、市が今、災害の種類ごとに指定している避難所につきましては、避難所の中の原子力につきましては、屋内退避ということでさしていただいております。

【宮崎委員】

あのね、いいですか。

それならね、みんな心配しないのよ。だってここにいらなくなっちゃうのがさ、いちばんみんな心配しているから、大丈夫だなとかたちは、やっぱりまずいんじゃないですかね。もっと本当に外に出ていくということを考えてもらわないと。だって福島の場合でもいらんないでしょ。ここだって、30km圏、ちょっと外れているか知らんけれども、そんなもんですまんわけでしょう。他の地区と違うもんここは、高田は、高田っていうか、特に高田区だって。柏崎のあの七つの動きって言ったら、想像つかないでしょう。それなかったらさ、今度再稼働の問題にしたって、市民の皆さん動けないですよ。判断できないから。是非、検討してください。

【防災危機管理課 江口課長】

よろしいですか。今申し上げたとおり、避難というかたちになりますと、広域的な避難になります。これは市単独ではできない部分ですので、現在は市で責任持って、それぞれの災害事象に対応できる避難所を指定したということですので、それで御理解いただきたいと思えます。広域避難の関係、特に原子力の関係は、広域避難というかたちになります。要は市域を超えて、あるいは県を超えてというかたちになります。これは単独の市で、一つの市で決められる部分じゃありませんので、今、県のほうで調整している最中ということですので、それで御理解いただきたいなと思っております。

【宮崎委員】

広域でお願いします。

【防災危機管理課 江口課長】

はい、もちろん広域になります。

【西山会長】

はい、高野委員。

【高野 誠委員】

はい、今の質問とかなりだぶってるんで、もう一回確認だけ。現時点の原子力災害に関して、避難指示とかそういうものが出るのは、30km圏内のみしか今のところ考えられていないというふうに考えてよろしいでしょうか。30km圏内から外れた部分に関しては、自宅待機だと、現時点では自宅待機、広域のものに関しては、後日また調整があるかもしれないというふうな理解の仕方をしてよろしいでしょうか。そこらへんが何か市民にはいまいちどうしたらいいのかという部分で、まだ周知されていない面が非常にありますので、そういうことでよろしいでしょうか。

【防災危機管理課 江口課長】

はい、原子力のところに細かく出ているのですが、皆さんにお配りした「原子力災害の備え」の中で、先ず2ページの中に、発電所からの距離、それから地域、基本の対応というかたちが記載されています。上越市が絡むもの、先ほど申し上げたみたいに、柿崎、浦川原、大島、大潟、吉川区の一部が絡んでくるんですが、先ずは、これは屋内退避ということで、こちらのほうでまた、当然周知をさせていただくというかたちになります。30km以上、それにつきましては、全市域が関連してきますが、これも屋内退避計画における地域ということで、屋内の退避を指示をさせていただきますし、また先ほどから申し上げている、広域的な部分が出てくれば、それに伴って、また皆さんのほうに情報を流ささせていただくというかたちになろうかと思えます。

【高野 誠委員】

そういうことであれば、現時点で30km圏内に、まあ高田はちょっと関係ないのですが、いる住民に対して、市が避難指示を出すというふうなことは、あり得るのですかね。

【防災危機管理課 江口課長】

場面によってはあり得るところです。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

すいません、1点だけ聞かせてください。上越高校が避難先に指定されています

が、今の新校舎では、ほとんど寺町三丁目の町内の住民だけでも避難ができない上に、スペースがないんですけれども、何を理由に、この上越高校がこれだけ多くの人間が避難できる会場になっているのか、それとも上越高校の校舎ではなく、裏のグラウンドが対象になっているのか、どこの地区を中心に、この寺町地区の上越高校が避難場所に指定されたか、これをちょっと教えていただきたい。今の状況だと寺町三丁目の人だけでも入れません、上越高校は、設計上。なんでここは、上越高校がそれでも避難場所に設定されたのかという理由を聞かせてください。

【防災危機管理課 江口課長】

先ほども説明させていただきましたが、先ほども御質問もあったのですが、基本的に指定避難所のほうは、人口の10%を基本として考えさせていただいております。それから徒歩圏内1.5km以内の中での施設ということでもさせていただいております。当然避難されてくる方が多ければ、体育館だけじゃなく、必要に応じては、校舎のほうも一時的には使用させていただくというようなかたちになろうかなと思います。地域的には先ほど申し上げたみたいに、旧小学校区に1施設で、高校あるいは、中学校、小学校等を主体的に考えさせていただきたいというのが現状になります。

【西山会長】

ほかの学校は、全部対象になると思うけど、上越高校だけは全然、今の、行って見てこられたのかなと。全然対象が違うところでもう1回見て判断していただければいいのかなと、これは最後御意見で申し訳ないですけども、少しよく見ていただければなと思います。申し訳ありませんでした。すみません、私のほうで最後発言させていただきました、申し訳ありませんでした。

一応、これで時間を一回、区切らせていただきます。この件についてまだ御質問がある方は、センターこちらのほうを通してできますし、防災のほうに、直接聞くこともできますので、よろしく願いいたします。防災危機管理課の皆さん、ありがとうございました。一応これで、この件は終了いたします。よろしく願いします。

それでは、次、報告事項の3番、「第5次上越市行政改革大綱等について」のほうに入らせていただきます。本日は、市の行政改革推進課から説明に来られます。

説明を20分程度いただいた後、質疑を30分程度で予定しております。どうぞよろしく願いいたします。それでは、行政改革推進課の皆様、よろしくお願いいたします。

【行政改革推進課 池田課長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りますが、時間が30分以上、ちょっと私のほうの配分でちょっと延びてしまって申し訳ありません。30分、時間を質疑で取らせていただきます。5分前になりましたら、5分前と申し上げますので、多くの方が発言できますよう、御配慮をお願いいたします。それでは質問のほうある方。

じゃ、小嶋委員。

【小嶋委員】

大変御苦勞様です。今、膨大な資料を見せられて、すぐ質問というのは、大変なことかと考えます。この前も私、お話したと思うのですがけれども、市の方がですね、やはり自分で自分の改革をするというのはですね、非常に困難を伴うのじゃないかと思えますね。実際に、あの、例えばこの4ページですね、職員数の減少とか、いろいろ書いてありますよね。で、こういうのをですね、例えばその外部のですね、監査制度というようなものをですね導入できないのかと。実際、民間の会社ですとですね、例えば売上とかですね、非常に財政厳しいわけですよ。その見方とですね、役所の見方とでは、ずいぶん変わってくると思うんです。実際にですね、この4ページの③のですね、減少と言ってもですね、実際のその数値目標を掲げてですね、そういうことができるのかということです。甚だちょっと、こう言っちゃ失礼ですけどね、そんな心配はあります。ただ5ページのですね、歳入に見合った受益者負担とありますけれども、ややもするとですね、その値上げになってくる可能性もあるんじゃないかと。いろんなその保険料とか、他の市町村と比べるとですね、上越市は非常に高いということを聞いております。その辺のことをですね、今この膨大な資料の中でですね、全体の中ではそういうものが一番こう、皆さんを疑問視するわけじゃないんですけども、実際にそういうことがですね、自分の中で自分の

ことをやることできるのかですね。まあ我々ですね、民間の会社ですと、例えば外部の税理士さんとかですね、あるいは監査委員の民間貸し出し、広域貸し出しとかですね、そういうことも大なた振ってやられますね。当然その将来ですね、知事もいわれているようにですね、ものすごく人口が減るわけですね。減るってことは、当然歳入が減ってくるわけです。その辺の考え方ですね。それから例えば、公共の施設がありますけれども、少子高齢化の中でですね、例えばその幼稚園と保育園とかですね、大事にしていかなければいけないそうです。そうでない、そうでない施設っていったら語弊ありますけれども、そのような判断を是非お願いしたいと思います。第一はですね、その外部のそういう人たち入れる考えがあるのかどうかですね。その辺をちょっとお聞かせください。

【行政改革推進課 池田課長】

先ず1点目の、外部の視点ということで、前回も同じような意見をいただきました。前回にも同じような話をしたかもしれないのですが、外からの圧力で変えさせるという方法も一つだと思います。ドラスティックに変えさせるって方法も一つだと思います。で、今回私どもは、職員自身がやる気を持って自主的な、それこそ、気持ちを持って取り組まなければ、実効性が上がらないのではないかというふうに今回は判断しました。そういうことで、我々自身もその制度の中で取り組みながら、途中の経過を含めて、こういったかたちで地域の皆さん、地域協議会の皆さんにお話ししたり、議会でお話をして、そこが良いのか悪いのか、目標として適切か、適切ではないか、そういった点も御意見を伺いながら修正をかけていく、そういうかたちでやってみたいというふうに思っています。で、それでも駄目ならまた、今、小嶋委員がおっしゃったような案も出てくると思います。他の市でやっている、例えば事業仕分けのような取組については、外部の方でやめたらいいんじゃないかということをおっしゃられて、ただそうは言ってもということで、今度は利害関係者の方が、違ったまた反応を示されて、そこでの調整にも一定時間と手間がかかるという状況もありますので、まあ、メリット、デメリットはあるかと思いますが、今回は私どもは、先ず内部の意識改革を図りながら、自分自身で責任を持って取り組んでいきたいと、そういった思いで今、検討を進めているということになります。

あと受益者負担、一定の受益者負担の件ですが、介護保険料はその歳入、歳出の

見合いの中で決まってくるものですが、今、想定してるのは、例えば施設の使用料ですとか、条例に定められていない、いろいろな教室の受講料、これは非常に低廉な価格でサービスをさせていただいているということです。ただ、一方で先ほど施設の説明でお話したとおり、上越市の施設の使用料は非常にこう、比較的、周りと比べて安いということもあって、あと減免の制度が活用されているということもありまして、施設の維持管理に対する使用料の割合というのは、非常に低い状況となっております。ですので、そこは利用していただく方にもうちょっと御負担をいただいてもいいんじゃないかということで、それがどれくらいの割合が適切かどうかという課題もありますが、維持管理経費に見合った使用料の設定を今、検討しているところでございます。受益者負担の適正化というのは、主にサービスを受けられる方と、受けられない方の差があまりこう生じないように、受けられる方の負担を例えば200円のものを300円にさせていただくとか、そういったレベルになるかと思えますけど、そういった積み重ねで取り組んでいきたいということでございます。

【西山会長】

すいません。先ほどちょっと言い忘れましたが、25分過ぎで一応、質問の時間は。さっき時間を言いませんで申し訳ありませんでした。次で切らせていただきます。

それでは、野本副会長、吉田さん、山田さんの順にお願いします。順番で申し訳ありません。多く手を挙げられておられますので、質問のほうは簡単明瞭にお願いいたします。宜しくお願いします。

【野本副会長】

上越市の公の施設についてお伺いいたします。12ページのですね、耐震化の状況の一番上の所の旧耐震基準、1891年以前とこうなっていますが、これはいかなものか答えをお願いいたします。

2点目はですね、11ページに戻りまして、施設の保有量と地域バランスのところですね、高田区の一人当たりの施設の保有面積が3.3㎡、まあ畳4枚分、上越で一番低い、いうふうなかたちで出ておりますが、その同じ11ページの図表2でもって、地域別の一人当たりの延床面積の状況で、そこに全面的には30万㎡で

一人当たりが3.3㎡となっていて、いろんな施設がこう出てきているのですが、非常に狭隘な、一人当たり面積の狭い施設を順にあげるとすれば、1、2、3位ぐらいはどんな施設があたるのかお伺いします。以上2点です。

【西山会長】

お願いいたします。

【行政改革推進課 池田課長】

1点目の旧耐震基準ということですが、これは昭和56年以降の施設については、建設された施設については、現在の耐震基準を満たしているということでありまして。それ以前に建てられた施設については耐震基準を満たしていないということで、適宜耐震化を図っているんですが、ただこの施設の中には、非常によく使われている施設は耐震化を進めておりますが、実際こうほとんど使われていない施設も含まれているということでありまして。その状況をグラフにしているということなんですけれども。これは今、現状をそのまま示したものとということで、御理解いただければと思うのですが、御質問の趣旨がちょっと違っていれば、またお聞かせいただければと思うのですが。

【野本副会長】

あの、1891年というのは。

【行政改革推進課 池田課長】

すいません。ごめんなさい。説明の時に申し上げましたけど、これ訂正させていただきたいということで、1981年の間違いですので、8と9がひっくり返っておりましたのですいません。先ほど説明の時に申し上げましたけども、誤植です。申し訳ございません。

そんな古い施設はありませんので。

【西山会長】

吉田委員。

【吉田委員】

この中に、5次計画のこの計画の中に市議会議員の定数の是正とか、そういうのは入っているのか、それと6ページの地域活動の推進、「地域住民の自発的・主体的な取り組みを支援するとともに」とありますけど、そういう金銭面の支援とかそう

というのはされるようなのがあるのか、それちょっとお聞きしたいと思います。

【行政改革推進課 池田課長】

はい、お答えします。市議会議員なんですがここには入っておりません。基本的には、というのは我々市長部局といいますか、で考えているものです。現在、委員御案内のとおり、行政は二元代表制といいますか、上越市に限らず全国の自治体は首長と議会の二つの代表で取り組んでおりますが、我々自身は市議会議員の皆さんに定数を減らせというふうに言える立場じゃないと思っておりますので、そこは市議会の皆さんのほうで、上越市の状況を見ながら、市議会の皆さん自身でどういう提案をまた委員会の中で、議会の中でされるかということを目を注ぐだけだと思います。

地域活動の点で言いますと、今現在、地域活動支援事業というのを取り組んでおりますけども、その取り組みをこれから金額の規模ですとか、内容までは確定しておりませんが、そういった類の事業をですね、我々としては今現在、継続していくことを想定している。そのことを想定しながらこのような聞き方をさせていただいたという状況でございます。

【西山会長】

はい、ありがとうございました。

山田委員。

【山田委員】

7ページのところで、先ほど飛ばされたね、行政改革の取り組みと各種計画との関係ですね。それを楽しみにしていた今日。

【行政改革推進課 池田課長】

はい？

【山田委員】

今日、楽しみにしていたんですけども。

【行政改革推進課 池田課長】

ああ、そうですか。

【山田委員】

言いたいのは、財政の健全化のほうではね、縮小傾向のタイプになってるし、職

員のほうは減と言っているのだけれど、これは定員削減というかたちになっているしね。そうしてくると、ここでね、今日期待しておったのはね、それぞれで目標値をね、開示してもらえるもんだと思っていたのです。次回の時は、このところへ、係数というかね、数値にできるものはね、目標値はやっぱり明確にさせていただきたいというふうに思うんですね。そういうことを希望します。

【行政改革推進課 池田課長】

はい。当然ながら、その総合計画だけではなくて、そこにぶら下がります第5次行政改革の推進計画、さらには財政計画、定員適正化計画も最後に説明したとおり、それぞれ根拠を持ったかたちで、それぞれ相互に関連性を持たせるかたちで、今、整理を最後しております。具体的に数値目標というかたちで、財政計画とか示すものではありませんので、どういったかたちで収支均衡を取れるかというものについては、具体的な取り組みとしては、推進計画の中で書き込んでいくかたちになろうかと思えます。収支均衡をただ取るためには、こういった取組が必要ですよということの書きこみをこれから整理をして、その中で当然、目標値も定められていく必要があると思っておりますので、そのようなかたちで整理をしていきたいと思っております。定員適正化計画についても、根拠のない削減計画ではなくて、事業量との見合いで、どの程度減らせるのかという、精査の作業を今しておりますので、その取りまとめた結果については、最終的には当然ながら目標値、計画値というのでしょうか、定めたものになると思っておりますので、最終的にはかたちとして、お示しは当然していきたいと思っております。

【西山会長】

よろしいでしょうか。松矢委員。

【松矢委員】

いいですか。不勉強もあるかもしれないのですが、4ページにですね、人口減少、少子高齢化で税収が減ると懸念されると、それを検討されるわけですが、ついこの間、安倍内閣のですね、いかにしてそれを食い止めるかということと、それを受けて泉田知事もそれに対して重点項目として取り組むと発表していますね。これは、お宅の課でなくて、こういう検討はどこでやられるのか、ちょっと聞きたいんですよ。お宅でやらないんだったら、上越市のどこでやるのかと。

【行政改革推進課 池田課長】

今ですね、ちょうど時を同じくして、第6次の総合計画というのを、検討作業を進めております。これは計画期間を平成27年度から34年度まで、8年間計画期間としながら、当然その人口減少にどのように対応していくかというのを柱の一つにしております。なかなか特効薬はないんですが、なんと言うのでしょうか、どのようにこの他の地域から引っ張ってくるかという部分と、上越市内においても人口減少、あるいは高齢化の不均衡が生じておりますので、その中でどのように市民の皆さんから安全で安心して暮らしていただけるか、そういった視点が当然必要となってくると思います。そのことを含めて、今、総合計画、企画政策課のほうで検討している総合計画の中に織り込んでいく。その説明会もまた別途計画されているようですので、また是非とも御出席いただきながら、御質問いただければと思います。

【松矢委員】

ああそうですか、ありがとうございます。

【西山会長】

御意見のある人、ちょっと手を挙げていただきたいと思います。

じゃ、高野委員、それから高野副会長の順番でいきます。高野委員。

【高野 誠委員】

はい、これは直接この大綱のほうに関係してくるかどうかはちょっと分からないのですが、今までの話を聞いていると、いわゆる財政が非常に厳しくなって、すべて縮小、再精査でどんどん縮まっていくというふうな観点に聞こえるんですけども、ただこの中で公共サービスの最適化に向けた取り組みということで、私一つ提案したいことがあるのは、仕事柄、どうしても市の職員と同じような時間帯に勤務してるんで、なかなか福祉のことで聞きに行くことが非常に、有給休暇を取らないと聞きにいけないという現状の中で、先日私、長岡のほうへ行く機会がありまして、長岡のアオーレというところで、ちょっと昼休み行ったんですけども、あそこは土日も非常に大勢の職員が営業していたということで、総合窓口の方にどのような勤務体制なんですか、いわゆる土日出勤の割り増し賃金をもらってるんですかという、非常に細かいことを聞いたのですが、そこでは一応、職員をローテーションで組んで、何とか土日のサービスをしているということで、やっぱり

我々にとって、公共サービスのあり方ということも踏まえて、ある程度そこら辺から論議をしていていただきたいなということが、かなりありますので、一つこれに乗るか乗らないかは別にして、そういうことも踏まえたかたちで、公共サービスのあり方ということを考えていただきたいというふうに思っております。ただ、その受付の女の人に、大変でしょうということを言ったら、なかなか平日に休みたいという女性職員も最近はかなり多いんだということを言っておりましたので、意外にうまくいく部分なのかもというふうに思っております。一つ検討をよろしく願います。

【行政改革推進課 池田課長】

御意見として承りたいと思います。

【高野 誠委員】

はい。

【西山会長】

じゃ、高野副会長。

【高野副会長】

はい、では私から質問いたします。この財政が苦しい中、市政を円滑にしていくには、市と市民の協働、これが一番大事になるかと思っています。この中で6ページの「新しい公共」の創造・推進、この中で地域活動推進、市民活動の推進ということで、この中で取り組む、取り組むというふうになっていますけども、今までこういうことはやっていたわけなんですけど、どうしても市のほうの上から目線で、こちらからいろいろ提案しても、いやできません、だめです、ということが多いわけですね。それで協働を進めていくには、市は市民の信頼を得なければできないわけですね。それがじゃ、今度はずっとこれができるのかということで、この最後のところ、7ページの「さいごに（行革に取り組む行政の姿勢）」ということで、「市民目線で取り組む。部分最適化ではなく全体最適の視点から取り組む」、「職員の意識を変え、仕事のやり方を変え…」ということですけども、これはじゃあ個人になった場合に、職員の意識が変わるということで、やるということでしょうか。その辺はいかがですか。

【行政改革推進課 池田課長】

はい、協働については、なかなか行政庁内の意識にも温度差というか、レベル差があると思っています。そこは担当課、部局も課題認識として捉えていて、意識啓発というんでしょうかね、そういったものの取り組みは継続的に進めていく必要があると思っています。要するに、その協働といった捉え方も、各職員によって捉え方がまちまちだということです。その差を埋めていく作業は、取り組みは継続してやっていく必要があると思っています。もう一つ、そもそも協働だけではなくて、市民の皆さんと平らな目線で行政サービスを提供していく。あるいは、いろいろなお話を聞いて、それを施策に反映していくというのは当然のことだと思いますので、そこは書き物にしたからすぐできるかどうかという部分はありますが、我々としてはそういう意識をきちっと持ちながら、これから厳しい点に取り組んでいかないと市民の皆さんの理解は到底得られないだろうと、そういうことは行政内部にもしっかりと訴えていきたいというふうに思っています。我々自身はそういう気持ちを持っておりますけども、その気持ちがいかに伝わるかということは、今、お約束はできませんが、しっかりと市民に届くように努力し続けるということだけは、お約束はさせていただきたいというふうに思います。

【高野副会長】

取り組む、取り組むということなんですけれども、取り組むのはいいですけど、やっぱり実行してもらわなきゃならないわけですね。こういうものは推進しますと、取組みというのが今ざっと出てきたんですけども、取り組むことはいいと思うんですけども、それをきちんと実行していただくということでなければ結果がでないと思うんです。それも踏まえてやっていただきたいと思います。

【西山会長】

ありがとうございました。まだ御発言されていない方もいらっしゃいますので、御発言されていない方いかがですか。よろしいですか。

じゃ、宮崎委員

【宮崎委員】

今ね、ずっと聞いてて、それから報告を聞いていて、それから今までもいろいろやっけていまして、私の発言というかたちとしてきたんですけど、改めてね、今の高野さんのお話もありましたけれども、行政マンの改革ばかりやって、本当に市

民目線の、住民意識を変えてくという視点が、私はないっていうふうに思うんですよ。というのは、歳入の問題にしても、今あれなったように、人口の問題とか、それから私が一番気にしているんですけれども、地域内循環というかたちの動きになってない。歳入ばっかじゃなくて、歳出の問題でも、地域外へ出ていくものが3分の1から2分の1、30パーセントから50パーセントも地域外へ出ていくというような歳出のあり方とか、そういうもの改めてまた、くどいようですけど、きちんと市民に分かりやすくして、市民の声をまとめてくということが必要ではないかということをおもいもまた言います。それから、もう一つ今いちばん新しい取組みの中で、これから検討していただきたいというのは、やはり市民の地域経済、その中で、上越の本当に中小零細の企業が主の事業主体ですし、農業との経済になっているんですけれども。この6月20日に参議院の本会議で小規模基本法というのが通過しました。できました。そういう点では本当に、上越の中小企業、商業を、農業をどうするかっていうのも、その小規模支援法の中でのやはり改革という位置づけで捉えて、施策を練っていただきたいということです。以上です。

【西山会長】

意見でよろしいですか。

【宮崎委員】

はい、意見。

【西山会長】

はい。申し訳ありません。あと2、3分になりました。最後に御意見、お一人か二人、いただける方で、今回締めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしければ、これで1回締めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

また、御意見がある方は、センターを通すか、課のほうを通して御質問いただきたいと思いますけれども、よろしくお願いいいたします。それでは、行政改革推進課の皆様ありがとうございました。

大変申し訳ありません。私ちょっと進行のあれがうまくいなくて申し訳ありません。一応、間もなく会議も終了予定時間になりますが、このあと松矢委員のほう

から9月の懇談会の経緯について、これはどうしても今日、先ず話しを少しさせていただかなければいけない点ですし、それから杉本委員の自主審議の件も少しお話しさせていただきたいと思いますので、終了でございますけど、若干お時間を延長させていただいて、20分ぐらいちょっと延長させていただきたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

(よしの声あり)

申し訳ありません。よろしくお願いいいたします。北川委員は、退席させていただきたいと思います。ではこのまま進めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

それでは、続きまして、「第3回高田区地域協議会懇談会について」入らせていただきます。それでは、担当グループを代表して松矢委員のほうから、御説明のほうをお願いいいたします。説明のほう5分くらい、質疑応答も一応5分ということでお願いいいたします。

【松矢委員】

1分でやります。今日で3回目なんです説明が。中身はもう変わっておりません。従いまして省略いたします。ただし、日にちと時間だけは確認していただきたいと思います。9月9日火曜日、午後6時半から8時半、2時間です。ただし、委員の方は午後6時までには会場へ御集合願いたい。それでいろいろ準備等につきましてお手伝いいただきたい。それから終わった後の片付けのお手伝いをしていただきたいというふうに思います。中身については前と変わりませんので、一つよろしくお願いいいたします。

【野本副会長】

松矢さん今、午後6時とおっしゃったけど。

【松矢委員】

失礼しました。午後6時半から8時半ですね。ただし、集合は午後5時です。ね、失礼しました。委員の方の集合は5時です。午後5時でございます。よろしくお願いいいたします。申し訳ございません。それであと、5時に来ていただいてですね、会場の準備、それから終わったあとの片付け、ひとつよろしくお願いいいたします。

それで今日ですね、担当委員の方には終わったあと、資料を配布いたしますので、明日以降、それぞれ担当の町内会長さんに配布すると同時に、説明をしていただき

たいと思います。それで、8月上旬には参加者の集約、それで8月18日月曜日には最終確認、これは地域協議会がごさいますので、そのときに最終確認と。それで9月9日に懇談会を実施して、9月16日に地域協議会の開催のときに内容の検証するということをごさいます。ひとつよろしくお願ひいたします。以上です。質問がありましたらどうぞお願ひします。

【西山会長】

ありがとうございました。今、松矢委員のほうから御説明をいただきましたが、懇談会について、何か御質問のある方、今の話された内容について、どれでも結構です。いらっしゃいますでしょうか。はい、阿部委員。

【阿部委員】

質問ではありませんが、退席させていただいてよろしいでしょうか。

【西山会長】

はい。ほかに質問ございますか。

【松矢委員】

それですね、当日会場にはなるべく可能な限り、徒歩で来られる方は徒歩で、それから相乗りしていただきたい。どうしても車を使う方は、無料駐車券ですか、これを配布いたしますので、御承知おきください。

ですから、町内の参加される方にも、それを徹底していただきたい。これは担当の委員の方でございしますが、よろしくお願ひします。

【西山会長】

よろしいでしょうか。何か御質問。はい、浦壁委員。

【浦壁委員】

日程のほうなんです、当日、どういうテーマでとか、それから進行的な、レジュメというか、そういうものは、私たち委員に対して、ちょっと事前にそういうふうな資料的なものは何か。

【松矢委員】

資料ですか。

【浦壁委員】

私たちに何か、テーマについて、事務局がどなたが発言して、意見を言って、ち

よっとよく分からない。概略的な内容は。

【松矢委員】

えっとですね、この1ページ目に「内容・時間配分」、この件でいいのかな。これでいいですか。

2ページ、ページ数は打ってないんだけど、2ページ目のほうかな。

【西山会長】

すいません。資料で細かなものが配ってありますので、そちらのほうを御覧いただいて、さらにちょっと必要なら、またこちらの松矢委員のほうに聞いていただければと思います。

【松矢委員】

質問の意味がよく分からないのだけれど。

【浦壁委員】

分かりました。資料あるんですね。

【松矢委員】

いいですか。はい。

【西山会長】

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

【松矢委員】

あと追加なのですが、町内会の皆さんがいろいろ質問とかが出た場合にですね、それぞれ委員の中で回答したい方は、遠慮なく回答していただきたいと思います。もちろん会長、両副会長を含めましてですね、相手の質問に対してですね、それぞれ委員の方は委員の方の考え方で、いろいろ発表して結構でございますので、大いに議論を盛り上げていただきたいと思います。

【西山会長】

よろしいでしょうか。まだ分からないことがありましたら、松矢委員それから事務局、センターのほうへまた御確認いただきたいと思います。一応、5時集合でございますので、よろしく願いいたします。あと配布物を各町内会のほうにお持ちになれる方、お手数ですがよろしく願いいたします。それでは、よろしければ、地域懇談会の件につきましては、これで締めさせていただきたいと思います。

続きまして、議題の（２）「自主審議事項について」入らせていただきます。

前回の協議の内容を踏まえ、これまでにいただいた御意見を整理しました資料、当日配布、本日配布資料として皆さんのほうに配布をさせていただきました。

前回の協議の中では、「LED化の推進」というよりも、「蛍光管も含めた防犯灯全ての維持管理に係る費用負担のあり方を協議すべき。」ということと、「防犯灯の維持管理などと防犯対策は別に考えるべき。」という協議の方向性が出されたと思っております。

本日は、大変時間ありませんので、時間の関係上、具体的な協議を行うことはできませんが、次回の協議会までに、この資料と先ほど配布されました中郷区の自主審議事項で出されたこちらの意見書を御覧いただき、高田区としてこれからどのように協議をするかということについて、御自身のお考えを整理していただきたいと思えます。ここでどっちのほうがいいという、本当は時間を作ればよろしいんですけども、時間のほうもこのようなかたちでちょっと押しております関係で、次回の協議でその内容についてお話をさせていただき、審議をさせていただきたいと思えます。そう考えておりますがいかがでしょうか。

（よしの声あり）

短い時間で、無理に結論を出すことではないと思えますので、杉本委員よろしいでしょうか。

（よしの声あり）

申し訳ございませんが、次回、8月の協議会で話をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、次第のその次にですね、事務連絡の前に、7月8日に行われました地域協議会の会長会議のほうに私のほうで出席をさせていただきましたので、その御報告をさせていただきます。皆さんのほうには、もう資料として事前に配布の報告のほう、この前のアンケート、それから検証委員会のほうで検討された地域協議会についての報告のほうがありました。ただ中間報告ということで、これからまた見直しをしたり、いろいろな意見を聞いたりして、あと1年、地域協議会についていろいろと意見を聞いたりして、まとめて出すという報告をされたのが、皆さんにお配りをした内容で、特にそれ以上に議論的なものもなく、報告ということになりま

した。いろいろな御質問も出たのですけれども、時間がありませんので、一つ一つ時間がとれませんので、もし聞きたいこと、どんな意見が出たのですかというのがありましたら、私のほうでまた返答をさせていただきますので、センター並びに私のところへ聞いていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

最後に、次第の5「事務連絡」に移ります。それでは、事務局よろしく願いいたします。

【橋本センター長】

それでは事務連絡をさせていただきます。

先ず、今後の協議会の日程についてでございます。8月の協議会は定例で、8月18日月曜日でございます。それから9月先ず9日火曜日、先ほどございましたけれども、午後6時半から8時半まで、本町5丁目のミュゼ雪小町で第3回目の懇談会の実施でございます。委員の皆さんについては、午後5時集合ということでございます。

それと9月の協議会でございますが、定例では9月15日月曜日でございますけれども祝日になっておりますので、恒例によりまして翌16日火曜日、いずれも午後6時半から当会場で開催という予定でございます。

それとあと、地域協議会だよりでございますが、8月1日号、これは先回も御案内いたしましたけれども、広報上越と併せて発行、配布の手配をいたしました。以上でございます。

【西山会長】

はい、今事務局から連絡がありましたとおり、第5回の地域協議会が8月18日月曜日に行く予定です。第6回目は9月16日、こちらのほうは火曜日になりますので、日にちのほうお間違いのないようお願いいたします。また先ほどもお話がありました第3回の懇談会、9月9日で、これ開始のほうは6時半となっておりますが、委員の皆さんは5時に集合ということでございますのでよろしくお願い致します。万が一この時間に来れない方は、また松矢さんか事務局のほうへ御連絡を入れていただきたいと思います。

それでは本日の議題はすべて終了しましたが、杉本委員のほうからお願いいたします。

【杉本委員】

はい。

【西山会長】

よろしくお願いいたします。

【杉本委員】

自主審議でちょっとまた出そうかなと思って、いろいろ検討してたんですが、中身的に言いますと、新幹線が開業して、併せてその信越線が並行在来線ということで、えちごトキめき鉄道ということになるわけですけれども、そういうふうになった時に、一体どうなるのかということがなかなか煮詰まっていない部分がたくさんあります。17日にもですね、トキめき鉄道の社長と総務部長と会って、いろいろお聞きしたのですが、なかなかその簡単に言えば、らちが明かないというかそういう部分がありましてね。これは上越市というのは、えちごトキめき鉄道の株主なんですよね。大株主は、新潟県が一番大きくて、その次が上越市、それから糸魚川市と妙高市と、これが大株主になっているわけです。あと個人株主が何人かいる。その大株主の一人である上越市が、あんまりその活躍していない状況があるものですから、ここは少し上越市に頑張ってもらわないといけないんじゃないかと思って、こんなふうに頑張ってもらいたいということを意見書で上げる必要があるんじゃないかなと思って考えているところなんです。そういうことを考える上で、ちょっと皆さんにこういうことが問題なんだよというのをまとめた文書があるものですから、今日はそれを配らせていただいて、お帰りになって読んでいただければというふうに思うんです。

一、二、具体的な話をしますとですね、今度JRじゃなくなりますから、高田の駅で新潟行きの切符が買えなくなる可能性が非常に大きいんです。例えば、新井からずっと4,000円、今は値上がりをして4,110円になりましたけれども、4,000円で特急に乗って行って帰ってこれるという切符がありましたけれど、あれは直江津からしかだめ。直江津から新井も今は使えるんだけど、これが使えなくなる可能性がある。そういった問題ですね。

それからツーデーパスというのがあって、新潟県内JR西を除いて、JR東日本管内、ほくほく線も含めて2,500円で乗り放題2日間っていう切符があるんだけど、これも除外される可能性があるんです。それで、社長に具体的に聞いたんですが、私この間、小海線というのが長野県にありますけど、あそこに清里っていう駅があるんですが、そこまで行って帰ってきたんです。行きは長野から新幹線で佐久平まで行ったから、JRにつながっていたから一発で切符買えたんですが、帰りは、新幹線を使わないで帰ってきたんですね。そうしたらどういう現象が起きたかという、先ず清里から小諸までJRの切符買ってください。小諸で降りたらしなの鉄道の切符で篠ノ井まで買ってください。けど電車は長野まで行っちゃいますよねって言ったら、高田でもって篠ノ井から高田までの乗り越しで払ってくださいと、こういうことなんですね。それと同じ現象がここでもって起きる。そういう感じが非常に強いんですね。前例がありますから、そういうのが一つです。

それからもう一つはね、今、くびき野が新井まで走ってますけれど、新潟止まりになる可能性非常に強いんです。会社が違いますから。で、乗り入れの話が全然進んでいないんです。そんなことで、そんなことになったら高田の人が新潟へ行くのが大変じゃないのという話をしたんですが、交渉が全然進んでいない状況のようなんですね。御承知のように、北越が走らなくなります。そうすると、最悪、くびき野三往復しか新潟に行く優等列車はなくなる。何とか北越に変わるものを走らせるという方向になりつつあるんだけど、直江津止まり、これもその可能性が非常に強いんですね。それで高田の人間からしてみれば、直江津止まりじゃなくてやっぱり高田まで来てもらいたいし、新幹線の駅まで行ってもらいたいし、まあついでに新井まで行ってくれよと言いたいわけで、そんなようなことをまとめて、今意見書を出せないかなというのが、私の希望です。その前にそんなことをいろいろ、まだほかにもいっぱい問題はあります。もう山ほど書いた文書をこれから配っていただいて、読んでいただきたいと思うのですが、そういった問題を特にまあ、高田区に関わる問題だけを考えていけばいいかなと思っているんですが。高田の町の活性化の問題にも非常に関わる問題でもあるので、是非、御検討いただければというふうに思っています。以上です。

【西山会長】

はい、ありがとうございました。資料のほうは今日皆さんのほうにお配りしていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思います…

あ、そうですか、皆さん今、資料、杉本委員からお預かりしているんですけど、皆さんほうにお配りしてよろしいでしょうか。じゃ、帰りに最後終わりましたら、お配りさせていただきます。

すいません、わたしのほうからちょっとありますので、申し訳ありません。

皆さんのほうに、事務局のほうで支援事業の行事入ったのを配っていただいています。是非、お時間がありましたら、こちらのほうにも、一生懸命自分たちで採択した提案の活動をやっておりますので、見に来ていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

一応、これで今日のほうは締めさせていただきます。

9 問合せ

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city. joetsu. lg. jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。